

契約締結前交付書面

商品先物取引

(通常取引契約)

© セントラル商事株式会社

目 次

重要事項	2
1. 契約の概要	3
立会時間と計算区域について	
商品先物取引のリスク	
商品先物取引のコスト	
取引に関する制限	
お客様の資産の保全	
2. 商品先物取引の基礎	4
商品先物取引とは	
建玉の値洗い	
3. 取引の手続き	5
商品先物取引口座開設について	
本人確認書類について	
売買注文の種類と約定条件について	
現金決済先物取引に関する事項	
当社に注文される際の留意事項	
4. 証拠金について	9
委託者証拠金	
受入証拠金の総額	
証拠金不足の発生と証拠金の追加預託（総額の不足額と現金不足額）	
証拠金の預託の方法	
証拠金の返還の時期及び方法（預り証拠金余剰額）	
5. 手数料	11
6. 債務の履行、決済の方法	11
7. 契約の終了事由	11
反社会的勢力への対応	
口座開設の条件について	
不正資金の流入防止について	
8. 税金の概要	12
9. 当社の商品先物取引業の内容及び方法の概要	12
10. 当社の概要	12
11. 商品先物取引の主要な用語	13

商品先物取引を行うにあたっては、本書面の内容を十分にお読みください。

この書面は、商品先物取引法第 217 条の規定にもとづいて、商品先物取引業者が商品取引契約を締結しようとするときに、あらかじめお客様に交付することが義務付けられているものです。

また、ご不明な点はお取引を始める前に必ずご確認ください、商品先物取引についてよく理解したうえで、お客様ご自身の判断と責任において取引を行ってください。

重 要 事 項

商品先物取引は商品市場における相場の変動により損失が生じることのある取引です。

さらに、お客様が預託する証拠金の額に比べて取引金額が大きいため、損失の額が預託する証拠金の額を上回ることがあります。

注文が成立したときは売買枚数に応じて手数料を徴収します。

万が一、当社が破産する等した場合には、商品取引所によりお客様の建玉が強制的に処分されることがあるため、その結果として、建玉の値洗状況によっては証拠金の額を上回る損失が生じる可能性があります。

お客様の証拠金は(株)日本商品清算機構に預託され、一時的に当社が保管するお客様の資産についても、日本商品委託者保護基金への分離預託（日本商品委託者保護基金との代位弁済契約）による保全措置を行っておりますので、万が一、当社が破産手続開始の決定を受ける等の事由が生じた場合であっても、(株)日本商品清算機構又は日本商品委託者保護基金を通じてお客様の資産の返還を受けることができます。また、この返還額がお客様の資産に不足するときは、不足分について日本商品委託者保護基金に請求することができますが、その限度は法令の定めにより 1 千万円までとなるため、全額の返還を受けられなかった場合には損失が生じる可能性があります。

1. 契約の概要

この契約に基づく取引は「株式会社東京工業品取引所、株式会社東京穀物商品取引所」における商品先物取引です。当社の取扱商品は、次の通りです。

(株)東京工業品取引所	金、金ミニ、銀、白金、白金ミニ、パラジウム 原油、ガソリン、灯油、軽油、ゴム
(株)東京穀物商品取引所	コメ、とうもろこし、一般大豆、Non-GMO大豆、小豆 アラビカコーヒー、ロブスタコーヒー、粗糖、

<立会時間と計算区域について>

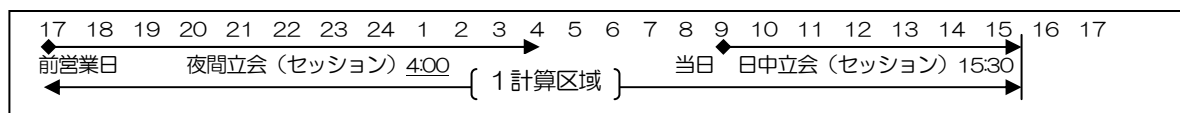
	商品	日中立会	夜間立会
(株)東京工業品取引所	金、金ミニ、銀、白金 白金ミニ、パラジウム 原油、ガソリン、灯油、軽油	9:00 ~ 15:30	17:00 ~ 翌朝4:00
	ゴム	9:00 ~ 15:30	17:00 ~ 19:00
(株)東京穀物商品取引所	コメ	9:00 ~ 15:30	17:00 ~ 19:00
	とうもろこし、一般大豆 Non-GMO大豆、小豆 アラビカコーヒー、ロブスタ コーヒー、粗糖	9:00 ~ 15:30	17:00 ~ 23:00

※注) 当社の注文受付時間(営業時間)は、午前8時30分から午後7時までとさせていただきます。

各商品の取引単位や限月、証拠金、CB幅等につきましては「取引証拠金等一覧表」をご参照ください。

■計算区域の考え方■

- ① 1計算区域(1営業日)は、前営業日の夜間立会の午後5時から始めて当日の日中立会の午後3時30分までとなります。(日中立会、夜間立会をそれぞれ「セッション」と呼びます。)



- ② 最終約定値段等(帳入値段)は日中立会終了後に計算されます。

<商品先物取引のリスク>

商品先物取引では、商品市場の相場が予測に反して変動したときには損失が発生する場合があります。

商品先物取引は証拠金取引であり、総取引金額は取引に際して預託する証拠金のおおむね30倍程度の額となります。

そのため、商品市場における相場の変動幅が小さくとも、大きな額の利益又は損失が生じることのあるハイリスク・ハイリターンの取引です。

また、相場の変動の幅によっては預託した証拠金の額を上回る損失が発生する可能性があります。

相場の変動により、評価損失が一定の額を超えた場合に、損失を確定せずに取引を継続するためには、当初に預託した証拠金に加えて、証拠金を追加して預託することが必要となります。

<商品先物取引のコスト>

注文が成立したときは売買枚数に応じて手数料を徴収します。手数料の額及び徴収の時期などの詳細については別紙「標準委託手数料一覧」をご覧ください。

同一商品の売りと買いの双方の建玉を行った場合(いわゆる両建)、価格変動リスクは固定又は限定されることとなりますが、建玉時、決済時にはそれぞれの建玉について手数料を徴収いたしますので、ご注意ください。

<取引に関する制限>

注文の成立後には、その注文の契約を解約すること（いわゆるクーリング・オフ）はできません。

ご注文をいただいても商品市場の状況によっては取引が成立しない場合があります。

お客様の商品先物取引に関する知識や経験の程度、資産の状況に照らして過大な取引とならないよう、当社の判断により取引量を制限させていただく場合があります。

商品先物取引には原則として限月（げんげつ）があり、限月の納会日までに建玉を決済して取引を終了させる必要があります。

決済の方法は2通りあります。1つは、転売又は買戻しによる差金決済、もう1つは現物の受渡しによる決済です。

なお、当社では値洗益の出金及び値洗益の証拠金への振替は行っていません。

また、商品取引所の定める建玉の限度を超えたり、買占め・売崩し等の不公正な取引と認められた場合には、商品取引所により建玉が処分されることがあります。

万が一、当社が破産手続開始の決定を受け、あるいは㈱日本商品清算機構において支払い不能と取扱われた等の事由により、商品取引所において当社が違約者と認定された場合には、商品取引所により建玉が処分されることがあります。

<お客様の資産の保全>

お客様から差入れを受けた証拠金は、お客様の代理人として当社が㈱日本商品清算機構に預託し、当社の資産とは区別して管理されます。

また、一時的に当社が保管するお客様の資産は、日本商品委託者保護基金との代位弁済契約により、保全措置を行っています。

したがって、万が一、当社が破産手続開始の決定を受け、あるいは㈱日本商品清算機構において支払不能と取扱われた等の事由により、商品取引所において当社が違約者と認定された場合であっても、お客様は㈱日本商品清算機構又は日本商品委託者保護基金を通じてお客様の資産の返還を受けることができます。

また、この返還額がお客様の資産に不足するときは、不足分について1千万円を限度として日本商品委託者保護基金に請求することができます。

詳細につきましては、当社又は㈱日本商品清算機構若しくは日本商品委託者保護基金までお問い合わせください。

株式会社日本商品清算機構 (<http://www.jcch.co.jp/>)

東京都中央区日本橋小網町9番4号

(電話) 03-5847-7521

日本商品委託者保護基金 (<http://www.hogokikin.or.jp/>)

東京都中央区日本橋人形町3丁目8番1号(TT-2ビル 5F)

(電話) 03-3668-3451

2. 商品先物取引の基礎

<商品先物取引とは>

商品先物取引とは、工業原材料や農産物等の商品を、現時点で定めた価格で、将来のあらかじめ決められた期日に売買することを約束する取引であり、商品取引所において決められた期日までに反対売買により差金決済をすることができる取引です。

商品先物取引には、次のような特徴があります。

- ① 商品の受取りや代金の支払いは取引時には行わずに、一定期間を経過した日に行う。
- ② 商品の品質や代金は取引時に決める。
- ③ 商品先物市場（商品取引所）を通じて取引を行う。
- ④ 商品が標準化され、その値段は市場参加者の意思を公正に反映させて決められています。取引の履行を組織的に管理しているため、求める品質の商品がなかったり、当初契約をした値段で買えなかったりすることはありません。
- ⑤ 商品と代金の支払い日が到来する納会日の前に、市場を通じて反対の取引をすることによって当初の取引と相殺し、差額を損益として清算することにより、商品と代金の支払いをせずに取引を終了することができる。（差金決済）

このような特徴から、商品先物取引は、商品の価格差を見込んだ資産運用に応用することができる取

引となっています。

また、別の特徴として、商品先物取引では商品の代金をすぐに用意する必要はなく、その代わりに取引の担保金として、実際の取引金額のおおむね1 / 30程度の額で設定された「証拠金」と言われるお金を預託するという点があります。(証拠金取引)

このように、商品先物取引は資金を効率的に運用できる取引ですが、反面、相場の変動次第では、お客様が預けた証拠金を上回る損失になる可能性もある、ハイリスク・ハイリターンな取引です。

したがって、商品先物取引を行う場合には、本書面の内容を十分にお読みいただき、取引の仕組みやリスクについて十分に理解するとともに、お客様自身の判断と責任において、お客様の資産状況に見合った取引を行うことが重要です。

<建玉の値洗い>

お客様が保有する建玉については、日々、約定値段とその日の帳入値段(商品取引所の定める清算値段が帳入値段となります。)との価格差が計算されます。これを「値洗い」と言います。また、「値洗い」が利益となっている場合を値洗益、損失となっている場合を値洗損と言い、お客様の保有するすべての建玉の値洗いを合算した建玉全体の値洗いを「値洗損益金通算額」と言います。

値洗損が生じている場合、建玉を維持したまま取引を継続するためには、証拠金を追加して預託する必要があります。(証拠金の詳細については後述します。)

その場合、お客様は証拠金を追加預託して取引を継続しても構いませんし、追加の証拠金を預託せずに、建玉を決済して損益を清算し、取引をいったん終了しても構いません。お客様が損失として許容できる金額を上回る損失が生じることのないよう、慎重に取引を行ってください。

そのためにも、日々、当社や商品取引所のホームページ、新聞の相場欄等を確認し、ご自身の建玉の値洗状況を常に把握しておくようにしてください。

3. 取引の手続き

ここでは、商品取引契約の締結から取引の終了までの基本的な手続きを説明します。

- ① 当社の外務員より「契約締結前交付書面」(本書面)及び「受託契約準則」を交付いたします。本書面等の内容を十分にお読みになり、ご不明の点があればご確認ください。
- ② 商品取引契約の説明をいたします。ご不明の点がある場合には外務員にご質問いただき、契約の前に必ずご確認ください。説明の後に、お客様の理解度の確認のため「商品先物取引に関する理解度のご確認」書面にご回答していただきます。口座開設のために必要な手続き書面となっておりますのでご協力ください。
- ③ 「口座設定申込書」に必要な事項を全てご記入ください。特に、年齢、職業、年収、資産状況、投資可能資金額、投資経験、本契約を締結する目的(投資目的)などは審査のための重要な項目ですので、正確にご記入ください。
- ④ 「犯罪収益移転防止法」に基づく本人確認を行います。当社の外務員に運転免許証等の本人確認書類をご提示し、その写しをお渡しください。
- ⑤ ご記入いただいた書類をもとに、口座開設の適否について審査を行います。なお、審査の結果、口座開設をお断りする場合もございますので、あらかじめご了承ください。
- ⑥ 当社より、審査通過のご連絡をさせていただいたお客様には、次の書類に必要な事項をご記入の上、当社にご提出ください。
 - ・ 「約諾書・通知書、取引に使用する印鑑及び振込口座届」
 - ・ 「証拠金預り証発行省略の同意書」
 - ・ 「保証書(法人でお申し込みの方のみ)」
- ⑦ 取引に先立ち、取引証拠金を預託ください。注文は、当社の注文受付時間内(午前8時30分~午後7時迄)に電話にて行ってください。なお、注文の際には、商品取引所名・商品名、限月、売付け/買付けの別、新規/仕切りの別、枚数、注文の種類、約定条件を担当者にご指示ください。(当社で対応している注文の種類及び約定条件については後掲の「売買注文の種類と約定条件について」をご覧ください。)
- ⑧ ご指示いただいた注文が商品市場において成立しなかった場合には、その旨とその理由をご連絡します。
- ⑨ 注文が成立した場合には、当社担当者から電話により約定報告をいたします。また、「売買報告書及び売買計算書」を送付しますので、内容をご確認いただき、記載内容に相違があった場合には速やかに当社(管理部03-5542-8910)までご連絡ください。
- ⑩ お客様の保有する建玉については、日々、約定値段と帳入値段の価格差から値洗損益が計算されます。
- ⑪ 値洗損益通算額が損失となっている場合などには証拠金の追加預託が必要になることがあります。その

場合にはご通知いたしますので、建玉を維持したまま取引を継続する場合には、期限（翌営業日の正午）までにご入金していただく必要があります。なお、ご入金のない場合には建玉の全部又は一部を任意に処分することがあります。

- ⑫ 商品市場では、急激な価格変動による混乱を防止するためにサーキットブレーカー（以下「CB」という。）制度が設けられています。商品取引所があらかじめ定められた一定の幅を超える価格で売買注文が対当する場合には、一時的に取引を中断して、新たな注文を呼び込んだうえで設定幅を拡大してから取引が再開されます。CB 制度により取引が中断されている間は注文が成立することはありません。CB の設定幅等については当社ホームページ、取引証拠金等一覧表又は商品取引所のホームページをご参照ください。
- ⑬ 毎月末付けの「残高照合通知書」をご送付いたしますので記載内容を確認し、相違の有無について「返信はがき（回答書）」によりご回答くださいますようお願い申し上げます。
- ⑭ 限月の納会日までに仕切注文により差金決済を行ってください。取引結果の損益が計算され、預り証拠金に加減します。また、「売買報告書及び売買計算書」を送付いたしますので、記載内容をご確認ください。なお、当社では当月限の建玉について所定の指示日に、受渡しの意思の有無の確認を行います。
- ⑮ 納会日の対応について（現金決済先物取引・指数先物取引を除く）
商品取引所では、受渡しを予定していない取引の全てが納会日当日に決済しきれない可能性がありますので、受渡しを行う意思のない取引の市場からの離脱を図るべく、お客様に納会日の前営業日の午後 4 時までの指示を義務づける他、受託取引参加者はこの期限を前倒してできることが規定されており、当社では以下の日時（以下「指示日」という。）に、お客様から決済方法について指示を受けることとし、お客様が「指示日」において受渡しにより決済をすると指示された場合、午後 4 時までに倉荷証券又は総取引代金の差し入れがないときは、当該日時以降の売買立会において、当該取引をお客様の計算において転売又は買戻しにより処分することになりますのでご注意ください。

取引所名	商品	指示日(休業日の場合繰上)
(株)東京工業品取引所	金、銀、白金、パラジウム ゴム ガソリン、灯油、軽油	当月限納会日の属する月の 15 日の午後 4 時
(株)東京穀物商品取引所	コメ、とうもろこし、 一般大豆、アラビカコーヒー、 ロブスタコーヒー	当月限納会日の属する月の 1 日の午後 4 時
	Non-GMO大豆 小豆、粗糖	当月限納会日の属する月の 15 日の午後 4 時

建玉の維持に使用していない預り証拠金は、商品先物取引口座より出金することができます。出金を希望される場合には当社の外務員にお申出ください。お客様から申出のあった日から 4 営業日以内にお客様の指定した口座にお振り込みいたします。

<現金決済先物取引に関する事項>

(1) 最終決済日について

- ① 金ミニ及び白金ミニの最終決済日は、金及び白金（現物先物取引）の当月限取引最終日と同一です。
- ② 原油の最終決済日は、当月限取引最終日の翌営業日となります。

(2) 最終決済価格について

金ミニ及び白金ミニにあっては、金及び白金の現物先物取引の受渡値段となります。

- ② 原油は、(株)東京工業品取引所の原油最終決済価格決定細則に定める方法（当該限月のドバイ原油及びオマーン原油の平均価格）によって算出した価格となります。

(3) 当月限建玉の決済方法について

取引最終日の日中立会終了時において当月限に係る全建玉について、最終決済日において、前号の最終決済価格をもって、転売、買戻ししたものとみなし、売買約定を結了することとなります。

<商品先物取引口座開設について>

口座開設するには、以下の書類が必要となります。

個人のお客様		法人のお客様	
A	勧誘の要請についてのご確認	A	勧誘の要請についてのご確認
B	商品先物取引に関する理解度のご確認	B	商品先物取引に関する理解度のご確認
C	口座設定申込書	C	口座設定申込書
D	約諾書・通知書、印鑑及び振込口座届	D	約諾書・通知書、印鑑及び振込口座届
E	証拠金預り証の発行を省略することについての同意書 (任意) ●ご本人を確認できる証明書(本人確認書類) ●デリバティブ取引経験の証明書(取引経験者) ●例外要件に係る書面等(準受託制限該当者・公金取扱 該当者)	E	証拠金預り証の発行を省略することについての同意書 (任意) F 保証書 ●法人を確認できる証明書(本人確認書類) ●取引担当者の本人確認書類

※約諾書には4,000円の収入印紙、保証書には200円の収入印紙が必要です。

<本人確認書類について>

「金融機関による顧客等の本人確認等に関する法律」、「犯罪収益移転防止法」に基づき、口座開設のお申込時には、ご本人であることを確認させていただきます。有効期限のあるものは、有効期限内のもの。有効期限の定めのないものは、**発効日から3カ月以内のもの**をご用意ください。

※個人の本人確認書類(現住所記載のもの)。なお、法人の取引担当者の本人確認書類も同様です

運転免許証	有効期限内のもののコピー。住民票登録されている住所・氏名・生年月日
住民基本台帳カード(写真付)	が確認できる面のコピー。
住民票の写・記載事項証明書	
戸籍謄本・抄本	発行日から3か月以内のもの。発行日が記載されている原本
印鑑登録証明書	
パスポート	
各種健康保険証	有効期限内のもののコピー。住民票登録されている住所・氏名・生年月日
各種年金手帳	が確認できる面のコピー。
外国人登録証明書	
外国人登録原票	発行日から3か月以内のもの。発行日が記載されている原本

※法人の本人確認書類(所在地記載のもの)は、以下の両方の証明書が必要です。

登記事項証明書	発行日から3か月以内のもの。発行日が記載されている原本
印鑑登録証明書	

<売買注文の種類と約定条件について>

- ① 注文は「注文の種類+約定条件」のセットとなります。
- ② (株)東京工業品取引所及び(株)東京穀物商品取引所の取引システムにおける注文方法は、7種類ありますが、当社でお受けする注文方法は、下表のとおりとなりますので、ご注意ください。
なお、基本となるLO注文とMO注文は、特に十分ご理解の上お取引願います。

注文の種類				注文時に併せて指定		当社 受付	備考
	略称	名称	概要説明	注文の種類	約定条件		
1	LO	リミット注文	指定した価格以下(買)又は以上(売)で売買する注文です		FaS FaK FoK	○	従前の指値注文と同様です
2	MO	マーケット注文	価格を指定しないで売買する注文です		FaK FoK	○	未約定分は全てキャンセルされます
3	MTLO	マーケット・トゥー・リミット注文	価格を指定しないで、市場で約定できる可能性の高い価格で発注します		FaS FaK FoK	○	注文受付時において、反対サイドに気配があれば、最良気配値段で約定。なければ、同サイドの最良気配値段より1刻み有利なLOとして残ります
4	BLO	ベスト・リミット注文	同サイドの最良気配値段で発注します。		FaS	○	同サイドの最良気配値段がないときは、キャンセルされます

5	SO	ストップ注文	指定した条件を市場が満たした時に、予め指定した特定の注文として有効となる注文です。	LO	FaS	○	条件を指定するときは、予め指定した特定注文(LO、MO、MTLO等)が有効となるタイミングを指定することで、具体的には「直近約定値段が指定価格以上(以下)になったとき」を指定することになります ※有効期限の指定不可(当該セッションに限り有効)
					FaK		
					FoK		
				MO	FaK		
					FoK		
				MTLO	FaS		
					FaK		
					FoK		
				BLO	FaS		
				SCO+LO	FaS		
FaK							
SCO+MO	FaK						
	FoK						
SCO+MTLO	FaS						
	FaK						
	FoK						
SCO+BLO	FaS						
6	SCO	スタンダード・コンビネーション注文	同一商品の異なる2限月における鞍価格を指定して、売・買同枚数を1注文として発注する注文です	LO	FaS	○	鞍価格を指定して、注文発注すること以外は、各注文種類の挙動に準じます
					FaK		
					FoK		
				MO	FaK		
					FoK		
				MTLO	FaS		
					FaK		
BLO	FaS						
7	NSCO	ノン・スタンダード・コンビネーション注文	同一市場内の任意の2限月を売買枚数、価格を自由に組み合わせ、1注文として発注する注文です	LO	FoK	○	自由に組合わせて注文発注すること以外は、各注文種類の挙動に準じます
				MO			
				SCO+LO	FoK	×	
				SCO+MO			

約定条件と有効期限■

＜約定条件＞	
Fill and Store (FaS) (フィル・アンド・ストア)	<p>約定できる数量は約定し、残枚数は板に残ります。</p> <p>《有効期限の指定方法》</p> <p>① 当該セッション限り 日中立会に発注した場合は、その日中立会終了まで有効です。 夜間立会に発注した場合は、その夜間立会終了まで有効です。</p> <p>② 注文は、5営業日後の日中立会終了まで有効です。</p> <p>③ 納会日(取引最終日)の日中立会終了まで有効(取引最終日)です。 注) 当社では、対応しておりません。</p> <p>※①～③のいずれも指定しない場合は、1営業日の計算区域まで有効となります。</p>
Fill and Kill (FaK) (フィル・アンド・キル)	約定できる数量は約定し、残枚数はキャンセルされます。
Fill or Kill (FoK) (フィル・オア・キル)	全量約定するか、全量約定できない場合はキャンセルされます。

③ IFD (イフダン) 注文について

イフダン注文は「新規注文①」と「仕切注文②」を同時に出すことができ、①が約定後に②が自動的に発注される注文方法です。

<当社に注文される際の留意事項>

- ① 営業（注文受付）時間・売買注文方法等について
当社では、取引所が提供する全ての注文方法について、一部対応できていないものがありますので、あらかじめご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ② 証拠金の過不足計算(値洗い)の時期について
日中立会の終了後、値洗計算の結果によっては、夜間取引において新たに取引に必要な証拠金が不足する場合があります。
- ③ 証拠金不納による建玉処分について
毎日の取引証拠金の過不足計算をした結果、総額の不足額又は現金不足額が生じることとなったときは、いずれか大きい不足額以上の額を、お客様は、翌営業日正午までに不足額を差し入れる必要があります。この時刻までに当該不足額の差し入れがなく、かつ、どの取引について処分を行うかについてご指示がない場合には、お客様の計算により建玉の全部又は一部を任意で処分することがありますので、あらかじめご留意ください。
- ④ 入出金について
当社では午後 4 時までに確認した入金当日入金として取扱います。それ以降に確認した入金については、翌営業日入金となります。また、お客様から午後 4 時までに受け付けた出金依頼は、4 営業日以内にお客様の指定口座へお振込みいたします。

4 . 証拠金について

<委託者証拠金>

お客様が保有する建玉を維持するために必要な証拠金の金額として当社が定める金額を「委託者証拠金」と言います。「委託者証拠金」は、お客様が保有する建玉状況から生じるリスクに応じて SPAN（スパンパラメーター）を用いて計算された金額（取引証拠金維持額）以上の額で決定することとされており、当社は、（プライススキャンレンジ（PSR）又は、商品内スプレッド割増額のいずれか大きい額）×（商品毎、売買の多い枚数）とする、集計方式を採用した「委託者証拠金」を設定しています。なお、「取引証拠金維持額」及び「取引証拠金所要額」は商品相場の状況等により適時見直しが行われますので、「委託者証拠金」は一定の金額ではありません。

注) i) 当社では、注文に先立ち取引に必要な証拠金を預託していただきます。

ii) 当社では、お客様が保有する商品毎に売り買いの多い方の枚数を集計して証拠金を計算します。

<受入証拠金の総額>

お客様が預託した証拠金（預り証拠金）の総額から、現金支払予定額（現金授受予定額がマイナスの場合の金額）を差し引いた金額を「受入証拠金の総額」と言います。

$$\text{受入証拠金の総額} = \text{預り証拠金額} - \text{現金支払予定額}$$

建玉を維持するためには、この「受入証拠金の総額」が「委託者証拠金」を下回らないように、証拠金を預託しておく必要があります。

$$\begin{array}{l} \text{〔建玉を維持するために必要な状態〕} \\ \text{受入証拠金の総額} \geq \text{委託者証拠金} \end{array}$$

<証拠金不足の発生と証拠金の追加預託（総額の不足額と現金不足額）>

総額の不足額

「受入証拠金の総額」が「委託者証拠金」を下回った場合には、証拠金の不足が生じることになります。このときの不足額を「総額の不足額」と言います。

$$\begin{array}{l} \text{総額の不足額} = \text{受入証拠金の総額} - \text{委託者証拠金} \\ \text{※計算の結果がマイナスの場合} \end{array}$$

現金不足額

預り証拠金のうち、充用有価証券を除いた金銭の額が後述の「現金支払予定額」を下回った場合にも、証拠金の不足が生じます。このときの不足額を「現金不足額」と言います。

$$\text{現金不足額} = \text{預り証拠金のうち現金} - \text{現金支払予定額}$$

「現金支払予定額」とは、「現金授受予定額」がマイナスの場合の金額を言い、「現金授受予定額」とは、値洗損益金通算額及び未清算の売買差損益金を加減し、かつ未清算の手数料を差し引いた額を言います。（ただし、値洗損益金通算額が益となる場合には当該額は現金授受予定額に加算されません。）

$$\begin{aligned} \text{現金支払予定額} &= \text{現金授受予定額がマイナスの場合の金額} \\ \text{現金授受予定額} &= \pm \text{値洗損益金通算額} \pm \text{売買差損益金} - \text{手数料(消費税含)} \end{aligned}$$

証拠金の不足額

証拠金の不足額はこの「総額の不足額」又は「現金不足額」のいずれか大きい額となります。

$$\text{証拠金の不足額} = \text{「総額の不足額」又は「現金不足額」のいずれか大きい額}$$

証拠金は、金銭によって預託する代わりに、一定の有価証券による代用（充用）をすることができますが（充用有価証券の種類及びその充用価格については別途お問い合わせください。）、「現金不足額」については、必ず現金で預託していただく必要があります。

また、証拠金の不足額が「総額の不足額」となる場合であっても、「現金不足額」がある場合には、「現金不足額」に相当する金額については現金で預託していただく必要がありますのでご注意ください。

※ 証拠金不足は、たとえば次のような場合に発生します。

新規注文により建玉を行いたい場合には、保有する建玉の状況が変化することになるので、建玉を維持するために必要な「委託者証拠金」が増額して、証拠金不足が生じるため受注できないことがあります。

また、商品相場の変動により建玉の値洗いが悪化して値洗損益金通算額がマイナスとなった場合や、建玉の決済により損金が発生した場合には、「受入証拠金の総額」が減少するため、証拠金不足が生じることがあります。

その他に、商品相場の状況により「委託者証拠金」の見直しが行われた場合にも不足が生じることがあります。

これらの場合に、建玉を決済せずに維持したまま取引を継続する場合には、不足の発生した日の翌営業日正午までに不足額をご入金ください。

不足額が期限までに預託されない場合は、建玉を処分することがあります。

なお、証拠金不足が生じた場合であっても、保有する建玉を全て決済し、売買差損金や発生した不足金を清算して取引を終了する場合には、追加の証拠金を預託する必要はありません。

<証拠金の預託の方法>

当社指定の下記の口座にお振込みください。

みずほ銀行：小舟町支店（当座預金）12343
振込先名：セントラル商事株式会社

<証拠金の返還の時期及び方法（預り証拠金余剰額）>

建玉を維持するために使用していない証拠金（「預り証拠金余剰額」）は商品先物取引口座から出金することができます。ただし、「預り証拠金余剰額」が預託した証拠金のうち金銭の額を超える場合には返還に応じることはできません。

「預り証拠金余剰額」は、「受入証拠金の総額」から「委託者証拠金」を、差し引いた金額となります。

$$\text{預り証拠金余剰額} = \text{受入証拠金の総額} - \text{委託者証拠金}$$

- 「預り証拠金余剰額」の出金を希望される場合には、当社の外務員に出金の指示を行ってください。お客様から請求のあった日から起算して4営業日以内に、ご指定のお客様の口座にお振り込みいたします。
- なお、当社では値洗益の払い出し（出金）及び値洗益の証拠金への振替えは行っておりませんのでご留意ください。

5. 手数料

当社は、注文の成立時に売買枚数に応じた手数料(消費税含)を預り証拠金から差引いて計算をしています。手数料徴収時期は仕切注文が成立したときになります。詳細につきましては、別紙「標準委託手数料一覧」をご覧ください。

6. 債務の履行、決済の方法

建玉を決済する（仕切、手仕舞い）場合には、当社の外務員に仕切注文の指示をしてください。
仕切注文が成立した場合には、損益（売買差損益金）が計算され、取引結果が利益の場合には売買差益金から手数料を差し引いた金額を預託している預り証拠金に加算いたします。取引結果が損失の場合には売買差損金に手数料を加えた金額を預託している預り証拠金から差し引きます。
建玉を全て決済した場合に、預り証拠金が売買差損金及び手数料に不足するときは、当社の指定する日時までに不足額を当社の指定口座にご入金ください。

7. 契約の終了事由

当社では、下記の事由が発生した場合には、お客様の意思にかかわらず、商品取引契約を終了させていただく場合があります。

<反社会的勢力への対応>

お客様が、反社会的勢力に所属する者（法人その他団体含む）である場合は、口座開設できません。また、口座開設後に反社会的勢力に属する者であると判明した場合には、新規のお取引を停止するとともに、建玉の処分を行い、清算手続きを執らせていただきます。

<口座開設の条件について>

(1)次に該当する方（受託制限該当者）は、口座開設できません。

また、該当しない方であっても審査により、口座開設をお断りする場合がございます。

- ① 未成年、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる方
- ② 生活保護法による保護を受けている世帯に属する方
- ③ 商品先物取引をするために借入れをする方
- ④ 破産者で復権を得ない方
- ⑤ 損失又は取引証拠金等の額を上回る損失が生ずるおそれのある取引を望まない方
- ⑥ その他当社が定める基準を満たさない方

(2)次に該当する方（準受託制限該当者）は、原則として口座開設は出来ませんが、一部の例外要件を満たすことで口座を開設することができます。

- ① 年金、恩給、退職金、保険金等（以下「年金等」という。）により生計を維持している方であって、その収入が収入全体の過半を超えている方
- ② 一定の収入（年収500万円以上）を有しない方
- ③ 年齢が75歳以上の方
- ④ 投資可能資金額を超える取引証拠金等を必要とする取引を行う方
- ⑤ デリバティブ取引の経験のない方（国内外商品市場取引、店頭商品デリバティブ取引、外国為替証拠金取引や金融商品等の先物取引等レバレッジのある取引のいずれかの経験がない方）

<不正資金の流入防止について>

(1) 当社は、不正資金の流入を回避するために、公金出納取扱者や金融機関等において他人の金銭、有価証券等を取り扱っている次のいずれかに該当するお客様には、口座開設申込時に自己資金による取引である旨の申出書を差入れていただきます。

- ① 銀行、農業・漁業の協同組合、信用組合、信用金庫、郵便局等の金融機関の金銭、有価証券等の取扱いに直接又は間接に係わる方。
 - ② 国、地方公共団体その他公益機関の金銭、有価証券等の取扱いに直接又は間接に係わる方。
 - ③ 民間企業等における金銭、有価証券等の取扱いに直接又は間接に係わる方。
 - ④ 証券会社、保険会社、消費者金融、信販会社、クレジットカード会社、ファイナンス会社、リース会社等のノンバンクの金銭、有価証券等の取扱いに直接又は間接に係わる方
- (2) 取引開始後にお客様からの入金額が、投資可能資金額を超える場合には、その実質入金額が自己資金であること及びその資金の根拠を記載した自書による書面の差入れを受けるとともに、自己資金であることの裏付書類を提出していただきます。なお、裏付書類の提出がなされなかった場合には、その後の新たな入金及び建玉の追加は出来ません。
- (3) お客様から不正資金による取引資金の預託があると判明したときは、その後の入金是不正資金の有無に係らず出来ません。また、当社は速やかに清算をしていただくよう要請いたします

8. 税金の概要

国内の商品取引所で行われている商品先物取引で取得した益金に対しては、個人の場合、申告分離課税により課税されます。お客様が商品先物取引の差金決済を行ったことにより、年間を通算して損失となった場合には、その損失の金額を三年間にわたって商品先物取引による所得の金額から控除できます。なお、商品先物取引による所得は、その他の先物取引による所得と損益通算できますが、それ以外の所得との損益通算はできません。また、手数料に対しては消費税等が課税されます。詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせください。

9. 当社の商品先物取引業の内容及び方法の概要

当社は商品先物取引法に基づいて経済産業大臣及び農林水産大臣の許可を受けた商品先物取引業者であり、当社の行う商品先物取引業は、同法第2条第22項にあたります。

この契約に基づく取引は「商品市場における取引」（同条項第1号）の受委託にあたり、お客様の注文を当社の外務員が受注する対面取引の方法により行います。

当社は、(株)東京工業品取引所及び(株)東京穀物商品取引所の受託取引参加者であり、お客様から委託を受けて受注した注文を当該商品取引所において、当社名をもって執行しますが、その取引はお客様の計算においてなされます。

また、当社は商品先物取引法上の認可法人である日本商品先物取引協会の会員です。

10. 当社の概要

商号	セントラル商事株式会社
所在地	東京都中央区新川1丁目24番1号 秀和第2新川ビル
連絡先	電話番号（代表）03-5542-8911 お客様相談窓口 0120-975-002
設立	1950年9月28日
代表者	代表取締役社長 村上 公成
資本金	6億円7,378万180円
主な業務	商品先物取引業
許可番号	農林水産省指令22総合第1337号、経済産業省平成22・12・13商第19号
加入協会他	日本商品先物取引協会、日本商品委託者保護基金、(株)日本商品清算機構

<お問い合わせについて>

お取引に関してご不明な点があった場合には、担当の外務員にご確認ください。

また、取引の内容に異議等がある場合や、担当外務員によるご説明が不十分な場合には、下記の「お客様相談窓口」までご連絡ください。当社の「お客様相談窓口」では、営業部門から独立した管理部門の担当者がお客様からの苦情や相談を受け付け、その相談に応じており、問題の解決とサービスの向上に努めています。

セントラル商事(株)「お客様相談窓口」 電 話 0120-975-002
 受付時間 : 平日 午前9時～午後5時
 Eメール…kanri@central-shoji.co.jp

日本商品先物取引協会（日商協）では「相談センター」を設置し、その会員の商品先物取引業に関する苦情、紛争の申し出を受け付けており、迅速かつ適正な解決に努めています。

日本商品先物取引協会 「相談センター」
<http://www.nisshokyo.or.jp/>
 〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町9番4号
 電 話 03-3664-6243
 電話受付時間 月～金（祝祭日を除く）： 9時～17時

11. 商品先物取引に関する主要な用語

ここでは、これまでに本書面で触れられていない、商品先物取引に関する主要な用語等について説明します。

投資可能資金額	<p>投資可能資金額とは、「商品先物取引の性質を十分に理解したうえで、損失（手数料含）を被っても生活に支障のない範囲で定める資金額」であり、言わば、お客様が商品先物取引において損失として許容できる金額です。</p> <p>従いまして、投資可能資金額の記入にあたっては、本書面の内容を十分にお読みいただき、商品先物取引の仕組みとリスクをよくご理解いただいたうえで、借入金により取引を行ったり、生活資金まで投資されるようなことのないよう、お客様ご自身の資産状況を踏まえて、損失を被ったとしても生活に支障のない金額をご記入ください。</p> <p>なお、ご記入いただいた投資可能資金額を超える過大な損失が生じることのないよう、当社の判断により取引の制限をさせていただく場合がありますのでご注意ください。</p>
約諾書	<p>商品取引契約を締結する際に、顧客が商品先物取引業者に差し入れる「商品先物取引の危険性を了知したうえで受託契約準則にしたがって取引を行うこと」を承諾する旨の書面です。</p>
受託契約準則	<p>受託契約準則（準則）は、商品市場取引における商品取引契約の普通契約約款であり、商品取引所が定めています。お客様の取引も準則にしたがって行われます。</p>
証拠金預り証	<p>法律及び受託契約準則に基づき、お客様から証拠金として金銭をお預かりしたときには「証拠金預り証」を発行します。</p> <p>ただし、金融機関を介してお預かりした場合で、お客様から書面による同意があった場合には、発行を省略させていただきます。</p>
売買報告書及び売買計算書	<p>受託契約準則に基づき、注文が成立したときに送付する書類です。成立した注文の受注日時、商品、限月、新規・仕切りの別、売付け・買付けの別、注文の成立した日時、売買枚数、約定値段などが記載されています。</p>
残高照合通知書	<p>受託契約準則に基づき、毎月送付する書類で、作成日現在の委託者証拠金の額、建玉の状況、受入証拠金の総額、預り証拠金余剰額などが記載されています。記載内容を確認し、異議の有無について返信はがきにより必ずご回答ください。回答書の返送がない場合には、内容について相違がなかったものとして取り扱いますので、ご注意ください。</p> <p>なお、残高照合通知書は、お客様から請求があった場合には、いつでも、すみやかに作成・送付いたします。</p>
SPAN [®] （スパン）	<p>SPAN[®]とは、シカゴ・マーカンタイル取引所（CME）が開発した証拠金計算を行うためのシステムです。SPAN 証拠金制度のもとでは、お客様が保有する建玉全体（ポートフォリオ）から生じるリスクに応じて証拠金額を計算します。</p> <p>そのために、(株)日本商品清算機構が過去の価格変動をもとに証拠金額計算の基礎となる値（変数）を決定し、それを使用して商品先物取引業者がお客様ごとに最低限必要な証拠金額を算出して、それ以上の金額で委託者証拠金額を定めることとされています。</p>
直接預託 差換預託	<p>商品先物取引業者がお客様からお預かりした証拠金は(株)日本商品清算機構に預託されます。その際に、商品先物取引業者が代理人として、お預かりした証拠金をそのまま(株)日本商品清算</p>

	<p>機構に預託する場合を「直接預託」と言い、お預かりした証拠金に相当する以上の金銭等で(株)日本商品清算機構に預託する場合を「差換預託」と言います。お客様からお預かりした証拠金の名称として、直接預託の場合には「取引証拠金」、差換預託の場合には「委託証拠金」と言うことがあります。</p> <p>なお、商品先物取引業者が差換預託を行うためには、差換預託を行うことについてお客様の同意が必要となります。</p>
限 月	<p>契約履行の最終期限に当たる月を限月(げんげつ)と言います。商品先物取引では、各商品の限月の最終立会日(納会日)までに、取引を終了(決済)する必要があります。</p>
差金決済	<p>商品先物取引の決済方法の一つであり、建玉時と決済時の買値と売値の差額を損益として清算して決済を行います。差金決済により建玉を決済することを「(建玉を)仕切る」あるいは「手仕舞う」と言います。</p> <p>また、買建玉を決済する場合を「転売」、売建玉を決済する場合を「買戻し」と言います。</p>
現物の受渡しによる決済	<p>商品先物取引の決済方法の一つであり、商品の授受又は代金の支払により決済を行います。現物の受渡しにより売建玉を決済する場合は商品の倉荷証券等を、買建玉を決済する場合には総取引金額を商品先物取引業者に預ける必要があります。商品によっては、ガソリンのようにタンクローリーの手配を必要とするものなど、一般の個人投資家が受け取ることが困難なものがありますのでご注意ください。</p>
日本商品先物取引協会(日商協)	<p>日本商品先物取引協会(日商協)は、商品先物取引法に基づいて経済産業大臣並びに農林水産大臣の認可を受けた法人であり、商品デリバティブ取引等を公正かつ円滑ならしめ、かつ、委託者等(お客様)の保護を図ることを目的としています。</p> <p>この目的のために、日商協では、会員たる業者が遵守すべき自主規制ルールを定め、法令や自主規制ルールに違反した会員に対しては制裁を行っています。</p> <p>また、商品先物取引業者の営業マンである外務員の資格試験の実施や登録業務等も行っています。</p> <p>日商協の「相談センター」では会員の商品先物取引業に関する苦情、紛争の申し出を受けており、迅速かつ適正な解決に努めています。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>日本商品先物取引協会 相談センター</p> <p>http://www.nisshokyo.or.jp/</p> <p>〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町9番4号</p> <p>電 話 03-3664-6243</p> <p>電話受付時間 月～金(祝祭日を除く)</p> <p>9:00～17:00</p> </div>
(株)日本商品清算機構(JCCH)	<p>株式会社日本商品清算機構(JCCH)は、「アウトハウス型クリアリングハウス」であり、商品先物取引法に基づいて商品取引債務引受業の許可を受け、商品取引所において行われた取引を対象として、清算業務を行っています。</p>
日本商品委託者保護基金	<p>日本商品委託者保護基金(保護基金)は、国内の商品市場取引において商品先物取引業を行う業者が加入を義務付けられた、委託者保護業務を行う会員組織の法人です。お客様が商品先物取引業者に預けた証拠金は、毎日、(株)日本商品清算機構に預託されますが、一時的に業者の手許に保管されている資産については、保全措置を取ることとされています。</p> <p>保護基金は、この保全対象財産についての業者の保全措置状況を監視する役割を担っています。</p> <p>また、業者が不測の事態(弁済事故)に陥り、万が一、保全されていた資産ではお客様の資産を全て弁済できない事態が生じた場合には、弁済されなかった分について1千万円を限度として支払うというペイオフ制度を適用し、対処することとしています。</p>
サーキットブレーカー(CB)制度	<p>サーキットブレーカーとは、一日の中での固定的な値幅制限を設けず、あらかじめ設定したCB 値幅外の価格で注文が対当した場合に、一定時間、立会を中断し、その後、値幅を拡張して立会を再開する仕組みのことで、(限月毎に発動されます)</p>
スプレッド取引	<p>価格差を利用して「同一商品で異なる限月」や、あるいは「商品市場内の同一限月又は異限月」において、価格差が一定水準以上に乖離した場合に、割高な限月を売り建て、同時に割安な限月を買い建てる取引のことをいい、同一商品において行うのが限月間スプレッド取引といい、商品市場(貴金属市場、石油市場、農産物市場)内のように商品間に相関関係があるものを商品間スプレッド取引といいます。</p>
差玉向かい	<p>商品市場において委託玉に係る売りの取引高と買いの取引高を通算し均衡させるために故意に自己玉(商品先物取引業者が自己の計算をもってする取引)を建てることを意味します。</p> <p>なお、当社は自己取引を行っておりません。</p>

個人情報利用目的

1. 個人情報を利用する事業内容

- (1) 商品先物取引法に定める商品先物取引業及び付随する一切の業務

2. 個人情報の利用目的

- (1) 当社の事業において取り扱う商品先物取引の勧誘、貴金属地金の販売、サービス等のご案内を行うため
- (2) 適合性の原則に照らした商品・サービスの提供の妥当性を判断するため
- (3) お客様ご本人であること又はご本人の代理人であることを確認するため
- (4) お客様に取引結果、預り残高等の報告を行うため
- (5) お客様との取引に関する事務を行うため
- (6) 市場調査、データ分析、イベント・セミナー等のご案内、アンケートの実施による商品やサービスの研究・開発のため
- (7) お客様からのお問合せ等について回答するため
- (8) その他、お客様との取引を適切かつ円滑に履行するため
- (9) 主務官庁、取引所、自主規制団体等による監督上必要な報告、届け出、調査に対応するため
- (10) 金融商品や各種サービス等に関する各種ご提案を行うため
- (11) キャンペーン等に対する抽選・賞品発送を行うため（外部委託を行う場合があります）
- (12) 当社は、お客様に対するすべての営業行為についてコンプライアンスやセキュリティ等の目的で録音をする場合があります。

※当社の「個人情報保護方針」及び「個人情報のお取扱いについて」は店頭又はホームページに掲載しております。

商品先物取引における勧誘方針

当社は、商品先物取引法及び関係諸法令・規則を遵守し、常に、お客様の信頼を確保できるよう以下の方針に従って適正な勧誘を行ってまいります。

1. お客様の金融商品に関する知識や、投資経験・財産の状況・投資目的等を十分把握した上で、お客様の意向と実情に適合した勧誘・アドバイスに努めます。なお、お客様の実情等から判断して、その取引が不適当と思われる場合には、取引の勧誘そのものを控えていただく場合もございます。
2. お客様に商品先物取引の仕組み及び損失のリスク等重要な事項を正しくご理解いただくことに努めます。また、お客様ご自身に適切な投資判断を行っていただくために、商品内容やリスク等について十分かつ正確なご説明を行うことに努めます。
3. お客様の誤解を招くことがないよう、正確な情報を提供することに努めます。
4. お客様からのお問い合わせには、迅速かつ適切な対応に努めます。また、お客様のご意見・ご要望を真摯に受け止め、勧誘・アドバイスに活かしてまいります。
5. 口頭での説明はもちろんのこと、当社のホームページ上においても、お客様にとってわかりやすい適切な表示・ご案内を行うよう努めます。
6. お客様のご迷惑とならないよう、勧誘・アドバイスを行う時間帯・場所・方法について十分に配慮いたします。また、お客様の意思に反した執拗な勧誘行為は慎みます。

日本商品先物取引協会会員

農林水産省指令 22 総合第 1337 号、経済産業省平成 22・12・13 商第 19 号

◎ セントラル商事株式会社

本 社 〒104-0033 東京都中央区新川1-24-1 秀和第2新川ビル
TEL 03-5542-8911 FAX 03-5542-8863
大阪支社 〒541-0054 大阪市中央区南本町 2-2-9 辰野南本町ビル 5F
TEL 06-6261-7000 FAX 06-6263-5533
名古屋支店 〒450-0002 名古屋市中村区名駅 5-21-8 船入ビル 7F
TEL 052-582-1161 FAX 052-582-1172
ホームページアドレス <http://www.central-shoji.co.jp>
Eメールアドレス info@central-shoji.co.jp

お客様相談窓口 TEL 0120-975-002(平日:午前9時~午後5時)